

東京都公報

発行

東京都

目次

規則

○心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（福祉局生活福祉部医療助成課）… 一

告示

○東京都環境影響評価条例による見解書
（環境局総務部環境政策課）… 一
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定
（建設局道路管理部監察指導課）… 三
○東京都葬儀所の使用券の様式変更
（建設局公園緑地部公園課）… 三

公告

○東京都知事表彰
（都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課）… 四

規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百六十一号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「及び第十四条の二」を「から第十四条の三まで」に改め、同条第一号中「五万七千六百円」を「六万一千五百円」に、「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同条第二号中「二万八千円」を「二万二千元」に改め、同条第三号中「十四万四千元」を「二十一万六千元」に改め、同条に次の一号を加える。

四 毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間における令第十四条の三第一項に規定する年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額四十一万円

附則

1 この規則は、令和九年八月一日から施行する。
2 この規則による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第五条の二の規定は、令和九年八月以後の月分の療養に係る医療費の助成について適用し、同月前の月分の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第千六十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）NE

C府中事業場整備計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本電気株式会社

取締役 代表執行役社長 兼 CEO 森田 隆之

港区芝五丁目七番一号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）NEC府中事業場整備計画

工場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、府中市日新町一丁目に位置する計画地において、老朽化した既存工場建屋群の建替えを行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、事業段階関係市長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、電波障害及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

（一）期間

令和八年十月二十日から同年十一月九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭

和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 府中市生活環境部環境政策課

府中市宮西町二丁目二十四番地 府中市役所「おもや」三階

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長（府中市、国立市）の意見の件数は、表 1 に示すとおりであり、都民からの意見の提出はなかった。

事業段階関係市長（府中市、国立市）の意見の内容及び事業者の見解の概要は、表 2 (1) ～(2) 及び表 3 に示すとおりである。

表 1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係市長の意見	2
合計	2

表 2 (1) 事業段階関係市長（府中市）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	大気汚染	(1) 建設機械・工事用車両等による二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示した、より新しい排ガス対策型建設機械の採用や、アイドリングストップの徹底、工事用車両の計画的な運行などの環境保全措置を確実に実施してまいります。
項目	騒音・振動	(1) 周辺環境への配慮を踏まえ、低騒音型の建設機械の採用、高さ3mの鋼製仮囲いの設置、工事用車両の計画的な運行や過積載の防止など、防音・防振対策を適切に講じてまいります。
項目	その他	(1) 事業が長期にわたることを踏まえ、周辺住民の皆様及び周辺環境への影響に十分配慮しながら、事業を進めてまいります。併せて、周辺住民の皆様への積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、誠実な対応に努めてまいります。
(2) 工事中及び工事後における相談窓口を設置し、周辺住民からの意見・要望等について十分な理解が得られるよう努めること。		(2) 工事の施行中及び工事の完了後において、周辺住民の皆様からのご意見・ご要望に適切に対応できるよう、相談受付の窓口を設置・周知し、丁寧な説明と理解の促進に努めてまいります。
(3) 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を適宜実施し、環境保全対策に万全を期されたい。		(3) 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を引き続き実施し、環境保全対策を適切に講じてまいります。
(4) 環境影響評価の項目として選定されなかった項目についても、各関係法令等を遵守し、新たに環境への影響が懸念される事象が発生した場合に、早急かつ適切に対応されたい。		(4) 環境影響評価の対象として選定しなかった項目も、関係法令等を遵守し、事業の実施にあたって環境への影響が懸念される事象が新たに生じた場合には適切に対応してまいります。

表2(2) 事業段階関係市長（府中市）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項 目	その他	
(5) 事業計画地の周辺には小学校及び住宅地が立地していることから、工事の実施に当たっては、工事車両の運行及び交通安全への影響について十分な対策を講じるとともに、児童、地域住民その他施設利用者の安全及び生活環境に十分配慮すること。	(5) 工事の実施にあたっては、周辺の小学校及び住宅地の児童、地域住民その他の施設利用者の安全及び生活環境に十分配慮し、工事用車両の運行及び交通安全への影響対策を適切に講じてまいります。また、環境影響評価書案に示した、工事用車両の出入り口への必要に応じた交通整備員の配置や、建設機械の稼働により計画地周辺に位置する学校等に影響を及ぼさないための、月に一回程度の頻度での連絡調整などの環境保全措置を確実に実施してまいります。	

表3 事業段階関係市長（国立市）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項 目	大気汚染	
(1) 工事用車両の市内通行に当たっては、排気ガス等により市民の日常生活に支障がないよう努めていただきたい。		(1) 工事用車両による二酸化炭素や浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示した、より新しい排出ガス規制適合車の使用に努めることや、アイドリングストップの徹底、工事用車両の計画的な運行などの環境保全措置を確実に実施してまいります。
項 目	騒音・振動	
(1) 工事用車両の市内通行に当たっては、沿道住民等の日常生活に影響を及ぼさないよう努めていただきたい。 なお、市内においても建設機械の稼働に伴う振動の影響が予想されており、規制基準値以下になる予測ではあるが、影響範囲近隣の住民に 対し、あらかじめ周知を実施されたい。		(1) 周辺環境への配慮を踏まえ、工事用車両の計画的な運行や過積載の防止など、防音・防振対策を適切に講じてまいります。また、事業の進捗に合わせて、説明会等により、周辺住民の皆様への周知を実施してまいります。
項 目	電波障害	
(1) 電波障害が予想されている地域の住民に対し、あらかじめ周知を実施されたい。		(1) 事業の進捗に合わせて、説明会等により、周辺住民の皆様への周知を実施してまいります。電波障害に関するお問い合わせがあった場合は、受信状況を確認の上、本事業に起因する障害と判断された場合には、速やかに対応を実施してまいります。
項 目	その他	
(1) 工事期間中や工事完了後においても、地域住民や市に対し、適宜情報提供を行うとともに、地域住民にわかりやすい内容及び表現で周知を図られたい。 (2) 今後環境に影響を及ぼすような新たな要因が確認された場合には、あらためて環境影響評価項目に関する調査等を実施し、環境保全のために必要な措置を講じられたい。		(1) 工事の施行中及び工事の完了後において、周辺住民の皆様及び市への積極的な情報提供を行い、丁寧な説明と理解の促進に努めてまいります。 (2) 環境影響評価の対象として選定しなかった項目も、関係法令等を遵守し、事業の実施にあたって環境への影響が懸念される事象が新たに生じた場合には適切に対応してまいります。

●東京都告示第千六十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道杉並あきる野線

二 指定する区間 あきる野市伊奈字柴木千四十番一地先から同市館谷字上追原二百二十番九地先まで

●東京都告示第千七十号

東京都葬儀所条例施行規則（昭和二十一年東京都規則第四十七号）第一条第四項の規定に基づき、平成十八年東京都告示第四百六十三号で定めた東京都青山葬儀所の使用券を別記のように改める。

令和八年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

別記

青山葬儀所使用券兼領収書									
No.									
使用者		住所							
氏名		死亡者との続柄							
死亡者		住所							
氏名									
死亡年月日		年 月 日							
使用日時		式場		種別		年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで			
使用日時		柩保管		年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで					
使用料		税率10%対象 税率8%対象		円 /消費税額 円 /消費税額		円			
上記の料金を領収しました。									
登録番号： 発行事業者： 年 月 日									
注意 施設を使用する際は、この使用券兼領収書を持参してください。									

(日本産業規格A列5番)

公 告

東京都知事表彰について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第六条の規定に基づき、令和八年十月二十日に表彰されたものは、次のとおりである。

令和八年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は名称 事績の概要

【青少年健全育成成功労者】

木切倉 朗 青少年を健全に育成するために多年にわたり積極的に活動し、特に顕著な功績をあげられました。

細川 聡

相澤 夏紀

西村 紀子

大野 浩一

蒔田 信之

稲葉 勉

宮田 貴代美

松本 君代

高島 七重

双川 歳也

長南 紀子

唐澤 弘子

西島 広幸

新垣 盛達

山崎 洋子

横山 和彦

井賀 真一

横山 幸子	馬本 房子	鈴木 紀子	藤 温子	石田 操	永井 佳代子	出浦 郁江	飯野 英雄	森井 良子	青木 仁	田邊 一成	池田 泉	池内 弘子	戸高 民子	加藤 清美	渡邊 秀雄	村木 正明	大館 智秋	藤橋 初美	松久 多佳子	長島 常和	最上 正義	伊藤 公一	田崎 國男	柴田 徹	三瓶 千里	芦川 珠美	日高 佐和子
-------	-------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	--------

加茂下 晴美

尾又 かおる

頓所 正子

中村 信雄

吉田 善博

西館 彰規

益田 由紀江

飯田 誠次郎

吉田 綾子

相馬 佳代子

宮崎 健司

遠藤 孝子

大野 早苗

佐藤 美代子

古谷 真一郎

【青少年健全育成功労団体】

ガールスカウト東 青少年を健全に育成するために多年に
京都第七十五団 わたり積極的に活動し、特に顕著な功
績をあげられました。

ガールスカウト東
京都第七十六団

もみの木少年団

UNICYCLE CLUB
FUJIMIDAI

【模範青少年】

中川 莉来

関口 満ちる

和田 唯花

【模範青少年団体】

公共への奉仕や青少年の指導など、他
の青少年の模範となる行動をなさいま
した。

江戸川区子ども会 公共への奉仕や青少年の指導など、他
連合会 南小岩支 の青少年の模範となる行動をなさいま
部 した。

町田市子どもセン

ターまあち 子ど

も委員会

調布交通少年団

葛西交通少年団

赤坂消防少年団

立川消防少年団

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

